

令和7年度 後期分授業料免除申請のしおり

このしおりの適用者は、

「**大学院生**」, 「**特別専攻科生**」, 「**外国人留学生**」です。

学部生の「**日本学生支援機構の給付奨学金**」に連動した授業料免除には適用されません。

和暦は必要に応じて西暦に読み替えてください。令和7年→2025年, 令和6年→2024年, 令和5年→2023年

1. 授業料免除制度について

「経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者」又は「次の特別な事情により授業料の納入が著しく困難な者」について、本人の申請に基づき審査選考の上、当該授業料を免除(全額, 半額又は一部)する制度です。

(特別な事情)

①申請前6か月以内において学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資を主として負担している者が風水害等の災害を受けた場合

②「①」に準ずる場合であって学長が相当と認める場合

※本学では次のとおりとしています。

(ア)生活保護法による被保護世帯の場合

(イ)本人の学資を主として負担している者が、6か月以上の療養者の場合

(ウ)本人の学資を主として負担している者が、身体障害者の場合

(エ)本人の学資を主として負担している者が、申請前6か月以内に倒産又は失職した場合

(オ)その他、上記に準ずると判断された場合 (事前に学生支援課 奨学支援係へ相談してください。)

③学生又は学資を主として負担している者が、大規模な災害により災害救助法適用地域において被災した場合 (事前に学生支援課 奨学支援係へ相談してください。)

2. 申請書類の受付について

申請期間	令和7年9月18日(木)～10月15日(水) ※土日祝日は除く
受付時間	8:30～17:00(窓口時間厳守)
受付場所	学生支援課 奨学支援係(学生サポートセンター緑①窓口)

※申請は、必ず学生本人が行ってください。提出された書類の聞き取りをしますので、家計状況等の内容が説明できるようにしておいてください。家族の転職等について知らされていない場合や、パートの状況(始めた/辞めた)を知らされていない場合もあるため、必ず家計支持者に確認してください。令和6年1月2日以降に転職が複数回ある場合は、時系列がわかるようにA4サイズのメモを提出してください。

※病気などで本人が申請できない場合は、その旨を必ず申請期間内までに申し出てください。

3. 選考結果の決定時期

選考結果は12月中旬から1月中旬頃までに学生支援課から通知する予定です。

※郵送の場合は学務ネットの登録住所宛となりますので、住所を変更した場合は、必ず申請受付時までに教務企画課で変更手続きをしておいてください。

申請者について、免除結果を通知するまでは、授業料の納入は一旦猶予されます。結果が出る前に授業料を納めてしまった場合は、たとえ全額免除となった場合でも返還はできませんので、ご注意ください。

4. 申請における注意事項

【各期の申請基準日】 前期分授業料免除・・・4月1日 / 後期分授業料免除・・・10月1日

・授業料免除は、本人の申請に基づき、半期(前期, 後期)ごとに選考します。予算の範囲内で実施するため、前期と後期で必ず同じ結果となるとは限りません。学年の進級時は、改めてすべての書類の提出が必要です。

「前期分授業料免除」の申請をした場合でも後期に授業料免除を希望する場合は、改めて「後期分授業料免除」の申請が必要です。

(前期申請時から後期申請時までの間、家計状況・家族状況等に全く変更がない場合は、必要最小限の書類の提出で済みます。)また、「前期申請」時から申請内容が変化した場合は、変更申請をすれば問題ありません。

・免除許可決定後、申請書類の記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除の許可を取り消すこともありますので、ご注意ください。

- ・本学に在籍する兄弟姉妹で2人以上申請する場合は、所得証明書等の原本は、年長者のみ提出し、他の申請者はコピーの提出を可とします。コピーの右上に年長者の学籍番号及び氏名を必ず記入してください。）
- ・申請にあたり不明な点がありましたら、記入上の注意事項やQ&Aを参考にしてください。その上で確認したいことがありましたら、下記担当係まで問い合わせてください。
- ・書類への記入はペン又はボールペンで記入し、間違えた場合は修正液は使わずに二重線で訂正してください。（訂正印はいりません）。申請書類の記入欄は必ず学生本人が記入してください。
- ・住民票などを取得する際は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものを取得してください。
- ・提出された資料は、免除及び奨学金の選考のみに使用し、他の目的に使用することはありません。
- ・申請内容について問い合わせを行う場合があります。大学からの電話に出られなかった場合は、速やかに連絡してください。（担当係の電話番号を登録しておいてください。）

【担当係】愛知教育大学 学生支援課 奨学支援係
 住所：〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1
 TEL：0566-26-2184

5. 審査について

- ・審査は、家計及び学力の両基準を対象とします。家計審査は同一生計家族全員の全ての収入を対象とします。（家計基準及び学力基準は、ホームページに掲載しています。）
- ・家計審査は、令和7年10月1日現在の家族状況を基に、令和6年分（1月～12月）の収入状況により審査します。ただし、令和6年1月2日以降申請時までには転退職や就職した場合は、申請時における状況で審査を行います。
- ・**虚偽の申告をした場合は、申請を取り消し、以降の申請もできなくなります。**

6. 免除申請が可能な年数及び留年者等について

授業料免除は、原則として修業年限（入学してから、大学院生は2年間（例外あり）、特別専攻科生は1年間、学部生は4年間）以内しか申請できません。
 ただし、在学中の留学や病気等による休学など特別な事情により、修業年限を超えて免除申請を希望する場合は、事前に申請可能かどうかを必ず授業料免除窓口で確認してください。

7. その他

- ・世帯構成員の確認について

免除申請で提出する書類は、同一生計である家族についてのものが必要となります。

【同一生計とは】・・・同居・別居を問わず、申請者と生計を一にしている者
 申請者又は家計支持者と同居している者

※同一の住居に居住している家族は、書類上の扶養関係の有無に関わらず、原則として同一生計者とします。

※所得（課税）証明書・源泉徴収票・確定申告書等に記載された被扶養者は同一生計者とします。

8. 学生寮に居住する学生について

授業料免除申請をした学生のうち学生寮に居住する学生については、授業料免除の結果が全額免除となった場合は、寄宿料が半額に免除されます。「申請の調書」の寄宿料免除を申請するに○を付して提出してください。
 免除結果が出るまでは、寄宿料の半額（7,500円）のみの引落となり、全額免除とならなかった者については、結果通知後に遡って数ヶ月分が引き落としされます。

①-1 前期の免除申請をした者のうち**変更がない**場合

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」 申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち 全額免除適格者 で免除を受けられなかった者に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
後期授業料免除申請に係る申告書 (☆)	○「申請内容に変更はありません」に☑して提出してください。
令和7年度(令和6年分) 所得(課税)証明書	※市区町村役場で発行される、令和6年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている課税(所得)証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの 。省略されているものは受付できません。発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、同一生計の家族全員分(申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和6年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得証明書発行不可のため)

①-2 前期の免除申請をした者のうち**変更がある**場合

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」 申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち 全額免除適格者 で免除を受けられなかった者に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
後期授業料免除申請に係る申告書 (☆)	○「前期申請内容に変更が生じた」事項に☑して提出してください。 ※変更申請をする場合は、4～5ページ【収入状況の確認書類】、6ページ【世帯の構成員の状況に応じて提出する書類】のうち、変更があった事項に関して必要書類を提出してください。
令和7年度(令和6年分) 所得(課税)証明書	※市区町村役場で発行される、令和6年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている課税(所得)証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの 。省略されているものは受付できません。発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、同一生計の家族全員分(申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和6年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得証明書発行不可のため)
申請の調書(授業料免除用)(☆)	10月1日現在の状況(見込みを含む)について、記入例やQ&Aを参照し申請者本人が記入
授業料(入学科)免除 提出書類確認票(☆)	「全員提出する書類」は揃っているか、「収入状況の確認書類」及び「世帯の構成員の状況に応じて提出する書類」が準備できているかを確認して、提出する書類にチェックしてください。

② 前期にこの免除申請をしていない者が全員提出する書類

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

提出書類	留意事項
授業料免除申請書(☆) ・ 「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書(☆)	○授業料免除申請書 ○「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請書・・・授業料免除申請者のうち全額免除適格者で免除を受けられなかった者に対し、「学資支援奨学金」を給付します。(一定の学力基準を満たしている必要があります。) ※詳しくは「愛知教育大学奨学金 ひらく」申請要領を確認してください。
申請の調書(授業料免除用)(☆)	10月1日現在の状況(見込みを含む)について、記入例やQ&Aを参照し申請者本人が記入
令和7年度(令和6年分)所得(課税)証明書	※市区町村役場で発行される、令和6年分の所得や扶養者の人数を証明されている 収入額、所得額、課税・非課税の有無及び課税額(市県民税/所得割)の記載されている課税(所得)証明書 を用意してください。(コピー不可) ●非課税証明書の場合も、収入金額や所得金額の欄が 省略されていないもの。省略されているものは受付できません。 発行の際、省略されていないものを希望と申告してください。 ●所得の有無に関係なく、 同一生計の家族全員分(申請者も含む)必要 以下に該当する場合は、提出の必要はありません。 ①就学者の兄弟姉妹及び就学前の者は必要ありません。(ただし、就学者であっても定職に就いている場合は必要となります。) ②令和6年1月2日以降に来日した私費外国人留学生(所得証明書発行不可のため)
授業料(入学料)免除提出書類確認票(☆)	「全員提出する書類」は揃っているか、「収入状況の確認書類」及び「世帯の構成員の状況」に応じて提出する書類が準備できているかを確認して、提出する書類にチェックしてください。

収入状況の確認書類 (所得が複数ある場合は、それぞれ該当の書類が必要です。)
 ※同一生計の家族全員分の全ての収入に関して、該当書類を申告してください。

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

それぞれの区分に対して ●・・・必ず提出する書類、○・・・該当する場合のみ必要な書類

区分	必要書類	交付先
給与所得として区分されるもの(パート・アルバイト含む)	●令和6年分の源泉徴収票(写) ・令和6年中の全ての給与収入(アルバイトも含む)に関する源泉徴収票を提出してください。 源泉徴収票がない場合は、勤務先に発行を依頼してください。紛失した場合は、再発行を依頼してください。 ・学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です。 大学院・特別専攻科の学生は本人分も提出してください。 ※2ヶ所以上の勤務先から給与の支給があり、確定申告を行った場合は、確定申告書(控)(第一表・第二表)(写)も併せて提出してください。	勤務先等
	●「給与等支給(見込)証明書」(☆) ・令和6年1月2日以降に就職、転職した場合、同じ勤務先でも雇用形態が変更となった場合、令和7年10月現在勤務しているものについて、提出してください。(9月または10月中に採用となる場合で、受付期間に間に合わない時は、発行され次第提出してください。) ・申請時に既に退職している勤務については、不要です。 ・学部学生で独立生計者でない場合、本人分のアルバイトについては提出不要です。 大学院・特別専攻科の学生は本人分も提出してください。 注意:源泉徴収票では、1年間分の給与支払額が確認できません。	
年金・恩給(個人年金保険を含む)	●年金等に関する申立書(☆) ●年金支払(振込)通知書(写)又は年金改定通知書(写)の最新のもの ・複数の年金を受給している場合は、全ての年金について提出してください。 ・遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給、個人年金なども含みます。	日本年金機構 総務省 保険会社 等

区分		必要書類	交付先
給与所得として区分されるもの (パート・アルバイト含む)	失業給付金	●雇用保険受給資格者証の表面及び裏面(写)	公共職業安定所
	傷病手当金	●傷病手当金支給決定通知書(写)	社会保険事務所
	児童手当 児童扶養手当 遺児手当	●世帯状況等申立書(☆) ●受給者、対象者及び手当額の確認できる通知書(写)	市区町村役場
	育児休業給付金	●育児休業給付金支給決定通知書(写)	市区町村役場
	生活扶助料 (生活保護世帯)	●生活保護決定(変更)通知書(写)又は生活保護費支給通知書(写) ・扶助される金額が確認できるもの	保健福祉事務所 等
給与所得以外として区分されるもの	商業・工業・個人経営・農業・林業・水産業・外交員・不動産・利子・配当・内職・講演料・原稿料・家庭教師・委託業務等	【確定申告をしている場合】 ○令和6年分確定申告書(控)第一表及び第二表(写) ・税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受付結果(受信通知)を提出) 【市民税・県民税の申告をしている場合】 ○令和6年度市区町村・県民税申告書(控)(写) ・市町村役場の受付印のあるもの 【令和6年1月2日以降に開業・転業した場合】 【確定申告も市民税・県民税申告もしていない場合】 ○給与所得以外の所得(見込)申立書(☆)	税務署 市区町村役場
	臨時収入 (退職金・保険金・資産譲渡所得・山林所得・学資保険 等) ただし、令和5年10月～令和6年3月に受け取った臨時所得について、前回申請時に判明しておらず算入されなかった場合は、今回算入しますので、書類を提出してください	【退職した場合】 ○「退職に関する証明書(申立書)」(☆) ・以下の期間以降に退職(定職・パート・アルバイト等)したことがある場合、提出が必要です。退職した勤務先に依頼するか、これによりがたい場合は、退職した本人が自分で必要事項を記入し、申告してください。 授業料免除申請の場合・・・令和7年4月以降の退職が対象 ・申請者本人のアルバイトについては、不要です。 【その他】 ○支払金額及び支払年月日が確認できる書類(写) ・確定申告をしている場合は、令和6年分確定申告書(控)(写)を併せて提出してください。 ・保険金は、死亡保険金のほかに満期金や給付金等の支払も含みます。 ・支払年月日確認のため、対象期間より前の収入についても提出をお願いします。 ・在学生の場、以前の申請で申告していない臨時収入がある場合は、対象期間外の収入であっても、今回の申請で算入する場合があります。 授業料免除申請の場合・・・令和7年4月以降の臨時収入が対象	勤務先 保険会社 税務署 市区町村役場 等
同一生計者以外からの援助	●世帯状況等申立書(☆) ・養育費、親戚・知人から援助を受けている場合は提出してください。	家計支持者の申し立て	

区 分	必 要 書 類	交 付 先
無職・無収入者	<ul style="list-style-type: none"> ●無職無収入の申告書(☆) ・18～59歳までの方について、提出してください(ただし、本人を含む就学者については提出の必要はありません)。 ・雇用保険(失業手当)受給中の方、専業主婦(家計支持者が別にいる場合)、60歳以上の方は除きます。 	家計支持者の申し立て
同一生計者のうち60歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ●年金等に関する申立書(☆)・・・受給の有無を申告してください。 ・60歳以上の者については、年金の受給の有無にかかわらず必ず提出してください。 	家計支持者の申し立て
給付型奨学金受給者 ※給付型奨学金とは、卒業後返還する必要のない奨学金です	<ul style="list-style-type: none"> ●奨学生証等(奨学団体名、給付金額、受給期間の確認できるもの)(写) ・「日本学生支援機構給付奨学金」及び「愛知教育大学奨学金 ひらく奨学金」については、添付不要です。 	奨学団体

世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

※以下の区分に該当する場合は、「申請の調書」に必要事項を記入のうえ、該当する必要書類を提出してください。

(☆)・・・本学指定様式で、HPからダウンロード可

それぞれの区分に対して ●・・・必ず提出する書類、○・・・該当する場合のみ必要な書類

区 分	必 要 書 類	交 付 先
高校生以上の就学者 ※申請者本人を除く	<ul style="list-style-type: none"> ●在学状況等証明書(☆) ・兄弟姉妹に大学院、大学(短大)、高校、専修学校、専門学校に在学中の者がいる場合に提出してください。(国立学校以外は、在籍学校の定める在学証明書でも可) ・兄弟姉妹が本学に在学する場合は、担当係で確認しますので提出不要です。 ・進級・進学等により免除申請受付期間に提出できない場合は、その旨を受付の際に担当者に伝えたくうえで、発行され次第提出してください。 <p>※予備校・各種学校(洋裁学校・防衛大学校等)などの場合は就学者ではありません。</p>	在学学校
母子・父子世帯 ※父、母どちらもない場合も含む	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯状況等申立書(☆)・・・該当する添付書類を提出してください。 ●戸籍抄本・謄本等・・・離婚日、又は死亡日がわかるものを提出してください。 ・もともと籍を入れていないなどの理由で、戸籍抄本や謄本では証明できない場合は、「母子・父子世帯申立書」の備考にその旨を記載し、住民票(世帯全員の続柄が記載してあるもの)を提出してください。 	家計支持者の申し立て
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳、療育又は精神障害者保健福祉手帳等の(写) ○障害者手当等の受給額が確認できるもの(写) ・対象者の氏名や障害の程度が確認できるようにA4サイズの用紙にコピーしてください。 ・公的な手当を受給している場合は、対象者氏名・受給金額が確認できるものを提出してください。 	障害者本人

区 分	必 要 書 類	交 付 先
<p>長期療養者</p> <p>(申請時に療養中であり、6ヶ月以上の療養期間を要する場合は該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●長期療養申告書(☆) ●病院等の領収書(写)及びその医療費に対し補填を受けた時はその支払明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・長期療養申告書には、申請前1年間分の医療費と、月毎の自己負担限度額の上限を記入してください。 ・領収書(写)は各自で整理の上、月毎にまとめてA4サイズ用紙に貼り付けてください。 ・申請基準日現在で、過去の領収書等から6ヶ月以上の療養と確認できない場合は、6ヶ月以上を要する療養であることを、医師による診断書の提出をもって証明してください。 	<p>医療機関</p> <p>市区町村役場</p>
<p>主たる家計支持者の別居</p> <p>(単身赴任による場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主たる家計支持者の別居により必要とする経費の申立書(☆) ●別居先の住居費及び光熱水費の領収書(写) ○会社負担額のわかるもの(写)・・・該当者のみ <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(写)は各自で整理の上、月毎にまとめてA4サイズ用紙に貼り付けてください。 	<p>家計支持者の申し立て</p>
<p>本人又は学資負担者の被災</p> <p>※在学学生は各学期開始前6ヶ月以内 ※新入生は前期分に限り入学前1年以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書(被害内容が記載されたもの) ○修理費等の領収書(写)・・・特別控除を希望する場合のみ ○保険金支払証明書・明細書等・・・保険金等が支払われた場合 <p>※被害額は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等で補償金額を差し引いて記入すること。(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。)</p> <p>※確定申告で雑損控除をされた場合は、その確定申告書(控)(写)を提出してください。</p> <p>※領収書(写)は各自で整理の上、A4サイズ用紙に貼り付けてください。</p>	<p>消防署</p> <p>市区町村役場</p> <p>保険会社 等</p>
<p>【本人又は学資負担者の大規模災害による被災】</p> <p>(災害救助法適用地域における被災者) 右記のいずれかに該当する場合は、申請の対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書(下記に該当する被災内容が記載されたもの) ○被災により、学資負担者が死亡又は行方不明となったことが確認できるもの ○被災により、学資負担者が失業又は就業の見込みがないことが確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・学資負担者が死亡又は行方不明の場合 ・本人又は学資負担者が被災し、家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流出した場合 ・学資負担者が失業又は就業の見込みが立たない場合 ・本人又は学資負担者の居住地が福島第一原子力発電所事故による避難地域に指定された場合 	<p>消防署</p> <p>市区町村役場</p> <p>保険会社 等</p>
<p>学資負担者の死亡</p> <p>※在学学生は各学期開始前6ヶ月以内 ※新入生は前期分に限り入学前1年以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のいずれか(写) ●死亡された方が学資負担者であったことが確認できる書類(死亡された方の源泉徴収票 等) ○退職金支払通知書、保険金支払通知書、遺族年金支払通知書 等(写) 	<p>市区町村役場</p> <p>保険会社 等</p>
<p>独立生計者</p> <p>(原則、学部学生は認められません) 右記のすべての条件を満たしている必要があります。</p>	<p>条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法上、父母等の扶養親族でない者 ・父母等と別居している者(単なる二世帯住宅という理由だけでは、認められません。) ・本人(配偶者を含む)に収入があり、その収入について所得申告がなされている者 ・本人(配偶者を含む)が被保険者となる健康保険証を持つ者又は世帯主として国民健康保険証を持つ者 ・以下の該当する全ての書類を提出できる者 ●申請者本人(配偶者を含む)の所得(課税)証明書 ●父母等の税法上の被扶養者となっていないことが確認できるもの(父母等の源泉徴収票(写)又は確定申告書(控)第一表及び第二表(写)) ●申請者本人(配偶者を含む)の保険証(写) ●申請者本人(配偶者を含む)及び父母等の住民票(住民票はそれぞれの世帯全員分でマイナンバー以外の記載省略のないもの) ●収入状況の確認書類(4～6ページ)のうち該当するもの ○令和7年4月以降の送金の金額が確認できるもの(写)※留学生のみ ○在留カード(写)、国民健康保険証(写)※留学生のみ 	<p>本人</p> <p>父母</p> <p>市区町村役場</p> <p>勤務先 等</p>

区 分	必 要 書 類	交 付 先
原爆被爆者がいる場合	●被爆者手帳(写)	被爆者本人
特に説明を要する場合	●申立書(☆)	申請者本人
その他	○大学が必要と認めた書類	